

○うるま市きらめき保育事業補助金交付要綱

平成24年9月25日

告示第158号

改正 平成25年7月22日告示第109号

(趣旨)

第1条 この告示は、うるま市内(以下「市内」という。)の認可外保育施設に入所している乳児及び幼児の福祉の増進及び処遇向上を図るため、認可外保育施設の設置者に対し、うるま市きらめき保育事業補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付し、うるま市補助金等交付規則(平成17年うるま市規則第47号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可外保育施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第4項の規定による沖縄県知事の設置認可を得ないで市内に設置されている保育施設
- (2) 乳児 満1歳に満たない者
- (3) 幼児 満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者

(補助金の対象となる認可外保育施設)

第3条 この補助金の交付対象となる認可外保育施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付を申請しようとする年度の4月1日において、児童福祉法第59条の2第1項に規定する届出をしている施設で、施設の設置後1年以上経過し、かつ、引き続き運営していること。
- (2) その他市長が必要と認める認可外保育施設

2 この補助金の対象である施設が、年度途中での廃園又は他市町村への移転を予定している場合であっても対象とする。ただし、廃園又は他市町村への移転が、6月末日までであった場合は、この補助金の対象としない。

(補助の対象及び算定方法)

第4条 前条の認可外保育施設に対する補助金の額は、次の表により算出した額とする。ただし、対象経費の実支出額と補助基準額を比較して少ない方の額とする。

補助対象項目	補助対象乳幼児	補助基準額算出方法	対象経費
教材購入費	5月1日現在入所の乳幼児数(A)	3,000円×A	認可外保育施設に入所する乳幼児が使用する教材
行事費	5月1日現在入所の乳幼児数(B)	2,000円×B	認可外保育施設が行う行事に対する経費

2 前項にて算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 第3条第2項の規定に該当する施設への補助は、乳幼児の通園最終日までに購入し使用した教材及び行事の実績に対し補助することとし、算定方法は前2項のとおりとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする認可外保育施設の代表者(以下「申請者」という。)は、きらめき保育事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、毎年度市長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 乳幼児名簿・変更名簿(別紙1)
- (2) 教材購入予定・変更調書(別紙2)
- (3) 行事費支出予定・変更調書(別紙3)
- (4) 行事予定表
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査の上、交付決定し、申請者に対し、きらめき保育事業補助金交付決定・却下通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(変更の申請)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた認可外保育施設の代表者(以下「補助事業者」という。)が、補助金の決定後に申請内容を変更しようとするときは、きらめき保育事業補助金変更申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条の変更申請を受理したときは、その内容を審査し、変更決定を行った場合は、補助事業者に対し、きらめき保育事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該事業の完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった次年度の4月7日のいずれか早い日までに、きらめき保育事業補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) きらめき保育事業支出調書 (別紙1)

(2) その他市長が必要と認める調書

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を審査し、相当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に対し、きらめき保育事業補助金確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の通知を受けた補助事業者は、きらめき保育事業補助金請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助事業者が虚偽の申請又は不正の行為があったと認めた場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(書類の保管)

第12条 補助事業者は、当該補助金に係る収入及び支出を明らかにする帳簿を備え、当該事業完了の年度から起算して5年間整理し、保存しなければならない。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年9月25日より施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成25年7月22日告示第109号)

この告示は、平成25年7月22日から施行し、平成25年4月1日から適用する。